

内令第千八百九十二號

昭和十八年内令第十九號
ニラ本號廢止

當分ノ間左ノ地ニ佐世保海軍工廠ノ分工場ヲ置ク共ノ呼稱及分掌事項左ノ通定ム

昭和十七年十月十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

分工場ヲ置ク地	呼	稱	分掌事項
長崎縣東彼杵郡川棚町	佐世保海軍工廠川棚分工場	水雷兵器ノ造修ニ關スル事項	備

本分工場ハ佐世保海軍工廠直屬トシ其ノ分工場内ニ於ケル區分等ニ關シテハ佐世保海軍工廠長ノ定ムル所ニ依ル

附則

本令ハ昭和十七年十月十五日ヨリ之ヲ施行ス

内令提

ニユーヨーニア民政府令左ノ通定メラル

昭和十七年十月十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内令

一六九五

1920

内令

一六九六

ニユーギニア民政府令

第一條 西ニユーギニア占領地ニニユーギニア民政府ヲ置ク

第二條 ニユーギニア民政府ハ南西方面艦隊ニ屬シ西部ニユーギニアニ於ケル占領地行政其ノ他海軍關係要務ニ關スルコト及ニユーギニア全島ニ亘リ綜合處理スベキ事項ニ關スルコトヲ掌ル

第三條 ニユーギニア民政府ニ官房、開拓局、衛生局及調査局ヲ置キ官房ニ祕書課及政務課ヲ、開拓局ニ總務課、財務課、鑛產課、農林課、水產課、交通土木課、通信課、商工課、海運課及物動課ヲ、衛生局ニ防疫課及醫務課ヲ、調査局ニ企畫課及指導課ヲ置ク

第四條 ニユーギニア民政府ニ左ノ職員ヲ置ク

總監

局長

課長

官房長

局員

1921

附

第五條 總監ハ南西方面艦隊司令長官ニ隸シ府務ヲ統理ス但シニューギニア全島ニ亘リ綜合處理ヲ
要スベキ事項中東部ニユーニニアニ關スル事項ニ關シテハ第八艦隊司令長官ノ區處ヲ承ク

第六條 總監ハ占領地行政ニ關シ必要ナル命令ヲ發ス

前項ノ命令ヲ發シタルトキハ總監ハ之ヲ海軍大臣及南西方面艦隊司令長官ニ報告スベシ

第七條 總監占領地行政ニ關シ重大ナル處理ヲ必要トスルトキハ豫メ南西方面艦隊司令長官ノ認可
ヲ受ケベシ但シ事急ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ此ノ場合ニ於テハ事後速ニ之ヲ南西方面艦隊司令
長官ニ報告スルモノトス

第八條 總監缺員中又ハ事故アルトキハ部下ノ職員席次ニ從ヒ其ノ職務ヲ代理ス但シ南西方面艦隊
司令長官特ニ代理者ヲ置キタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 官房長ハ總監ノ命ヲ承ケ官房ノ事務ヲ掌理ス

第十條 局長ハ總監ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス

第十一條 課長ハ官房長又ハ局長ノ命ヲ承ケ各課ノ事務ヲ掌理ス

第十二條 官房長、局長又ハ課長缺員中又ハ事故アルトキハ夫々首席ノ課長又ハ局員其ノ職務ヲ代

内
令

一六九七

1922

理ス

第十三條 局員ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十四條 附ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

第十五條 ニューギニア民政府ノ定員ハ別表ニ依ル

附 則

南西方面艦隊民政部令第二條中「小スンダ列島及西部ニューギニア」ヲ「及小スンダ列島」ニ改

南西方面艦隊民政部令第二條中「チモール及西部ニューギニア」ヲ「及チモール」ニ改ム

(別表一葉添)

内令第千八百九十四號

西ニユーギニア民政部令左ノ通定メラル

昭和十七年十月十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

西ニユーギニア民政部令

1923

第一條 西ニユーギニア民政部ハニューギニア民政府ニ屬シ同府ニ屬スル占領地ノ行政ヲ掌ル

第二條 西ニユーギニア民政部ニ官房、開拓部、衛生部及調査部ヲ置ク其ノ事務ノ分掌ハ海軍大臣之ヲ定ム

第三條 西ニユーギニア民政部ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

官房主事

部長

附

支部ヲ置キタル場合ニ於テハ支部長ハ部員ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 長官ハニューギニア民政府總監ニ隸シ部務ヲ統理ス

第五條 長官占領地行政ニ關シ重大ナル處理ヲ必要トスト認ムルトキハニューギニア民政府總監ニ

具申スベシ

第六條 長官缺員中又ハ事故アルトキハ部下ノ職員席次ニ從ヒ其ノ職務ヲ代理ス但シ南西方面艦隊

内
令

一六九九

1924

司令長官特ニ代理者ヲ置キタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 官房主事ハ長官ノ命ヲ承ケ官房ノ事務ヲ掌理ス

第八條 部長ハ長官ノ命ヲ承ケ各部ノ部務ヲ掌理ス

第九條 官房主事又ハ部長缺員中又ハ事故アルトキハ首席ノ部員其ノ職務ヲ代理ス

第十條 部員ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十一條 附ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

第十二條 海軍大臣ハ必要ニ應ジ西ニユーギニア民政部ノ支部ヲ置キ其ノ事務ノ一部ヲ分掌セシム

ルコトヲ得

第十三條 長官ハ必要ニ應ジ其ノ職權内ノ事項ヲ西ニユーギニア民政部ノ支部長ニ委任スルコトヲ

得

前項ノ場合ニ於テハ長官ハ豫メニユーギニア民政部總監ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第十四條 西ニユーギニア民政部ノ定員ハ別表ニ依ル

(別表一葉添)

1925

(別表)

(昭和十七年内令第千八百九十三號)

考備		總監司政長官														
合計		局查調	局生衛	局	拓	開	房	官	長	司	大	政	官	佐	一	
二 一 海軍大臣ハ必要ニ應ジ本表ノ定員ヲ臨時増減スルコトヲ得	司政長官又ハ司政官ハ必要ニ應ジ士官又ハ他ノ勅任若ハ奏任文官ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得	長 司主 大 政計 長 大 官佐 佐 一 百九人	長 司軍 軍 政醫 長官 佐 將 一													
	指 導 課	企 畫 課	醫 務 課	防 疫 課	物 動 課	海 運 課	商 工 課	通 信 課	交 通 土木 課	水 產 課	農 林 課	鑛 產 課	財 務 課	總 務 課	政 務 課	秘 書 課
	長 司 政 官 一	長 司 政 官 一	長 司 醫 中 官佐 一	長 司 政 官 一	長 司 主 計 中 官佐 一	長 司 政 官 一	長 司 政 官 一									
	局 技 司 政 官 二	局 技 司 政 官 二	局 技 司 政 官 二										局 技 司 政 官 三		局 司 政 官 二	

1926

(別表)

(昭和十七年内令第千八百九十四號)

西ニユーヨーカ民政部定員表

備考		(官長政司) 官長				房官				主事				司政官				一			
合計		部查調	部生衛	部拓開	長	司大	中	政中	官佐	部員	技司	主	計	少	佐	部員	司	政	官	二	
		長	司大	中	軍醫	大	中	政	官佐	部員	技司	主	計	少	佐	部員	司	政	官	二	
		司	大	中	軍	醫	大	中	官	佐	部	員	技	司	主	計	少	佐	部	員	
一 本表ノ外西ニユーヨーカ民政部ノ支部一箇所ニ付部員司政官四人並ニ附書記、通譯及技手十六人ヲ增加ス																					
二 司政官ハ必要ニ應ジ士官又ハ他ノ奏任文官ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得																					
三 海軍大臣ハ必要ニ應ジ本表ノ定員ヲ臨時増減スルコトヲ得																					
四 本表ノ外必要ニ應ジ附トシテ軍屬其ノ他ノ人員ヲ置クコトヲ得																					

附
拔通書
手譯記
六十三

1927

内
令
登
録

内令第千八百九十五號

西ニユーヨニア民政部事務分掌規程左ノ通定ム

昭和十七年十月十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

西ニユーヨニア民政部事務分掌規程

第一條 官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 長官ノ官印及部印ノ管守ニ關スルコト

二 公文書類ノ接受、發送及保存ニ關スルコト

三 成案文書ノ審査ニ關スルコト

四 人事ニ關スルコト

五 接待ニ關スルコト

六 各部事務ノ統一ニ關スルコト

七 治安警察ニ關スルコト

八 司法關係法規、裁判、檢察及行刑ニ關スルコト

内
令

一七〇一

1928

内令

一七〇二

九 其ノ他政務一般ニ關スルコト
十 統計ニ關スルコト

十一 他ノ所掌ニ屬セザルコト

第二條 開拓部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 豫算及會計經理一般ニ關スルコト

二 財務一般ニ關スルコト

三 鑛物及金屬ニ關スルコト

四 農林畜及水產ノ生產及配給ニ關スルコト

五 陸上海上交通、運輸、航空及電氣（通信關係ヲ除ク）ニ關スルコト

六 土木、治水及水道ニ關スルコト

七 通信郵政ニ關スルコト

八 工業品ノ生產及配給並ニ商一般ニ關スルコト

九 物資ノ生產及配給ノ計畫及調整ニ關スルコト

第三條 衛生部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

1929

要令
登記
規則

内令第千八百九十六號

特設根據地隊及海軍特別根據地隊占領地管理等ノ件中左ノ通改正セラル

昭和十七年十月十三日

海軍大臣、嶋田繁太郎

第一條中「及グアム島」ヲ「グアム島及アンダマン諸島、ニコバル諸島」ニ改ム
第二條ニ左ノ一項ヲ加ス

一 傳染病及地方病ノ豫防及検疫ニ關スルコト
二 醫事、藥事及衛生資材ニ關スルコト
第四條 調査部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 一般調査及企畫ニ關スルコト
二 教育、宗教及文化ニ關スルコト
三 人口、保健衛生及生活ノ保護及指導ニ關スルコト

第五條 長官ハ必要ニ應シ官房及各部ノ所掌事務ヲ追加シ又ハ臨時變更スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ長官ハ之ヲ海軍大臣及ニユーヨーク民政府總監ニ報告スペシ

1930

内
令

一七〇四

ニヨーヤニア民政府令第六條及第七條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

(昭和十七年内令第一號參照)

内令第八百九十七號

九四式四十粍砲取扱教範草案別冊ノ通定ム

別冊ハ海軍文庫ヲシテ所要ノ向ニ之ヲ配付セシム

昭和十七年十月十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

内
令
提
要
登
載

内令第八百九十八號

海軍民政部規程中左ノ通改正ス

昭和十七年十月十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

別表中「第八特別根據地隊」ヲ「第八根據地隊」ニ

1931

内 令 登 録		第五根據地隊	第六根據地隊
第十二特別根據地隊	第五特別根據地隊	ア ン ダ マ ン 民 政 部	ア ン ダ マ ン 民 政 部
	内令第千八百九十九號	ア ン ダ マ ン 民 政 部	ア ン ダ マ ン 民 政 部
(昭和十七年内令第二號参照)	ボートプレーヤ	ア ン ダ マ ン 諸 島 及 ニ コ バ ル 諸 島	ア ン ダ マ ン 諸 島 及 ニ コ バ ル 諸 島

内令第千八百九十九號

昭和十七年内令第四百五號中左ノ通改正ス

昭和十七年十月十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

別表第三ヲ別表ノ如ク定ム

(別表一葉添)

参考前記内令ハ海軍民政部ノ職員表ヲ定ムルノ件ナリ

1932

内
令

七〇六

内令第十九百號

内令提
要登

昭和十七年十月十三日 海軍大臣 嶋田繁太郎

内令第十九百號

第四條第一項中「長官」ノ次ニ「官房主事」ヲ加フ

第七條ノ二 官房主事ハ長官ノ命ヲ承ケ官房ノ事務ヲ掌理ス

別表南方面艦隊民政部定員表中

官房

主事 司政官 一、「司政官十九」ヲ「司政官十八」ニ改

(昭和十七年内令第九百六十五號參照)

内
令
提
要
登

内令第十九百一號
ニユーヨニア民政府事務分掌規程左ノ通定ム

昭和十七年十月十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

1933

ニユーギニア民政府事務分掌規程

第一條 官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

祕書課

一 總監及府印ノ管守ニ關スルコト

二 人事ニ關スルコト

三 接待ニ關スルコト

四 公文書類ノ接受、發送及保存ニ關スルコト

五 成案文書ノ審査ニ關スルコト

六 參考圖書ノ保管ニ關スルコト

七 統計ニ關スルコト

政務課

一 各局事務ノ綜合統一ニ關スルコト

二 土地制度及移民ニ關スルコト

三 治安警察ニ關スルコト

1934

内令

一七〇八

- 四 司法關係法規ノ制定及改廢ニ關スルコト
五 裁判、檢察及行刑ニ關スルコト
六 其ノ他政務一般ニ關スルコト

- 七 他ノ所掌ニ屬セザルコト

第二條 開拓局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

總務課

- 一 局内各課事務ノ綜合統一ニ關スルコト
二豫算、決算、給與及契約ニ關スルコト
三 勞務一般ニ關スルコト

財務課

- 一 通貨、金融及保險ニ關スルコト
二 稅金及公課ニ關スルコト
三 公有財產及公債ニ關スルコト

鐵產課

1935

内 令

一七〇九

一 鑛物及金屬ニ關スルコト
農林課

一 農林畜産及飲食料品ノ生産及配給ニ關スルコト

水產課

一 水產品ノ生産及配給ニ關スルコト

交通土木課

一 陸上交通、航空及電氣（通信關係ヲ除ク）ニ關スルコト

二 土木、治水及水道ニ關スルコト

通信課

一 通信郵政ニ關スルコト

商工課

一 工業品ノ生産及配給並ニ商一般ニ關スルコト

海運課

一 海水運及港灣ニ關スルコト

1936

内 令

一七二〇

物 動 課

一 物資ノ生産及配給ノ綜合計畫及調整ニ關スルコト

第三條 衛生局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

防 疫 課

一 傳染病及地方病ノ豫防及檢疫ニ關スルコト

醫 務 課

一 醫事、藥事及衛生資材ニ關スルコト

第四條 調査局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

金 畫 課

一 一般調査及企畫ニ關スルコト

指 導 課

一 教育、宗教及文化ニ關スルコト

二 人口、保健衛生並ニ生活ノ保護及指導ニ關スルコト

第五條 總監ハ必要ニ應ジ官房及各局ノ所掌事務ヲ追加シ又ハ臨時變更スルコトヲ得バ

1937

内
令

一七一

前項ノ場合ニ於テハ總監ハ之ヲ海軍大臣及南西方面艦隊司令長官ニ報告スベシ

内令第千九百二號

昭和十四年内令第三百六十三號中左ノ通改正ス

昭和十七年十月十三日

海軍大臣 嶋田繁太郎

人員ヲ左ノ如ク改ム

兵曹 二人（特修兵適宜（暗號））

主計兵曹 一人（掌衣糧兵）

參照 前記内令ハ特務艦間宮艦隊附屬申人員臨時指證ノ件ナリ

1938

(別表第三)

(昭和十七年内令第千八百九十九號)

アンダマン民政部職員表

備 充ツ	部長 高大 高等文官佐 一 部員 主計科尉官 技政 師官 六 嘱託 (奏任待遇)若干
---------	--

内 令	内 令 提 要 登 載	内 令 提 要 登 載
		内令第十九百三號
		特務艇類別等級別表中左ノ通改正ス
		昭和十七年十月十五日
		海軍大臣 嶋田繁太郎
	内令第十九百四號 驅潛隊編制中左ノ通改定セラル (内令提要卷三、四二頁參照)	特務艇、驅潛特務艇ノ部中「第百三號」ノ下ニ「第百四號」ヲ加フ
内令第十九百四號 驅潛隊編制中左ノ通改定セラル (内令提要卷三、四二頁參照)	昭和十七年十月十五日	海軍大臣 嶋田繁太郎
第三十二驅潛隊 第十號、第十一號、第十二號	第二十三驅潛隊ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ	

1940

内
令

一七一四

(内令摘要卷一、七三頁参照)

内
令
要
登
載

内令第千九百五號

第三十六號驅潛艇

右本籍ヲ吳鎮守府ド定メラル

吳鎮守府在籍

第三十六號驅潛艇

右警備驅潛艇ト定メラル
昭和十七年十月十五日

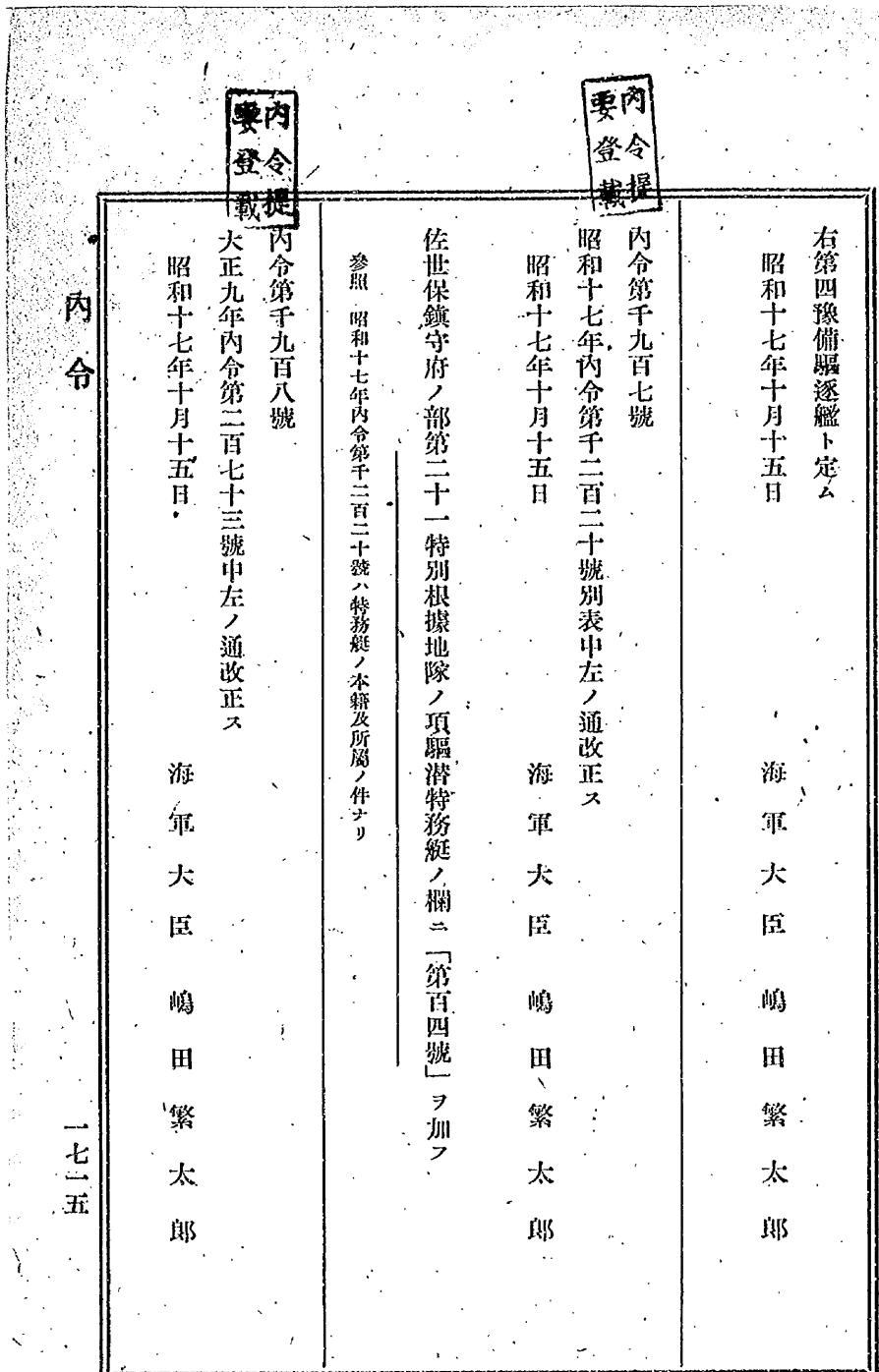
海軍大臣 島田繁太郎

内令第千九百六號

吳鎮守府特別役務驅逐艦

驅逐艦 露
驅逐艦 不知火

1941



1942

内
令

二七一六

驅潜特務艇乗員標準中「第百三號」ノ下ニ「、第百四號」ヲ加フ

(内令提要卷一、四五六ノ二八頁参照)

内令第千九百九號

海軍通信隊ノ所屬、名稱、所在地及種別等ノ件中左ノ通改正セラル

昭和十七年十月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

馬公海軍通信隊ノ部中

鷦
鷯
鼻
丁

ヲ削ル

高雄海軍通信隊ノ部中

新
庄
丁

ヲ削ル

新
庄
丁

ニ改ム

(内令提要卷一、三〇頁参照)

内令第千九百十號

昭和十四年内令第四百二十七號ハ之ヲ廢止ス

1943

昭和十七年十月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

參照 前記内令ハ東京海軍通信隊ニ人員臨時着置ノ件ナリ

内令第十九百十一號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十七年十月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

第一百一海軍工作部

機關科、造機科佐尉官 部員 一人

造船科佐尉官又ハ技師 部員 二人

造船科佐尉官又ハ技師 部員兼造船監督官 一人

技 手附 臨時一人

内令第十九百十二號

科長兼分隊長、分隊長、中少尉、機關中少尉及主計科尉官等定員中特務士官ヲ以テ充ツベキ位置ヲ

内
令

一七一七

1944

内 令

一七一八

別表ノ通定ム

昭和十六年内令第千四十六號及同年内令第千四十七號ハ之ヲ廢止ス

昭和十七年十月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

(別表添)

内令第千九百十三號

海軍定員令中左ノ通改正セラル

昭和十七年十月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

驅潜艇定員表其ノ二中「第三十四號」ノ下ニ「第三十六號」ヲ加フ

(内令提要卷一、四一八ノ八四頁参照)

内令第千九百十四號

特修兵教員配置規則中左ノ通改正ス

1945

昭和十七年十月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

特修兵配置表其ノ十八驅潜艇ノ部中「第三十四號」ノ下ニ「第三十六號」ヲ加フ

(内令摘要卷一、四五四ノ六頁參照)

内令第千九百十五號

當分ノ間左ノ通人員ヲ臨時増置ス

昭和十七年十月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

馬公海軍工作部(高雄分工場設立準備員ニ充ツベキモノ)

機關科、造機科佐尉官又ハ技師 部員 一人

造船科佐尉官ハ技師 部員 一人

書記附 手附 記附 隨時一人
手附 隨時三人

内令

一七二九

1946

内
令

内令第十九百十六號

昭和十八年内令第九二號

當分ノ間左ノ通各人員ヲ臨時増減ス

昭和十七年十月十五日

海軍大臣 嶋田繁太郎

增
員

海軍通信學校

特務大中尉

教
官

七人

(横須賀、吳、佐世保鎮守府在籍者各一
舞鶴鎮守府在籍者一
三)

特務中少尉、兵曹長

兼分隊長
(教
官)

十五人

(横須賀、吳、佐世保鎮守府在籍者各五
舞鶴鎮守府在籍者各一
三)

兵
曹

(教
員)

六十人 (掌電信兵高)

(横須賀、吳、佐世保鎮守府在籍者各五
舞鶴鎮守府在籍者各一
三)

減
員

軍艦伊勢、日向

曹

一人 (掌電信兵高)

二〇

軍艦最上、那珂

兵

1947

兵	横須賀、大湊、佐伯、吳、岩國、佐世保、鎮海、新竹海軍航空隊
東京海軍通信隊	曹 一人（掌電信兵 高）
大和田通信隊	兵 曹
第十一通信隊	兵 曹
兵	二人（掌電信兵 高）
橫須賀海軍通信隊	曹
第三通信隊	三人（掌電信兵 高）
吳海軍通信隊	曹
舞鶴海軍通信隊	四人（掌電信兵 高）
鎮海海軍通信隊	兵
第五通信隊	兵

1948